

令和4年度 猫の不妊・去勢に対する補助等事業について

資料3-2

No	市町村名	補助対象となる動物	補助対象者	補助金額	当該事業を開始した年度
1	山形市	・多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼養により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫 ・市内に生息する飼い主のいない猫	・市内に住所を有する者 ・市内に事務所若しくは住所を有する団体	オス:5,000円 メス:10,000円	令和2年度
2	寒河江市	・飼い猫及び市内に生息する飼い主のいない猫 ・多頭飼育猫	・市内に在住する者 ・市内に事務所若しくは住所を有する団体	・飼い猫:1/3(上限 オス:5,000円、メス:10,000円) ・飼い主のいない猫、多頭飼育猫:避妊手術に要した経費または、オス:5,000円、メス:10,000円のいずれか低い額	平成31年度
3	長井市	・飼い猫 ・市内に生息する飼い主のいない猫	・飼い猫に手術を受けさせた者 ・市内に生息する飼い主のいない猫	オス:5,000円 メス:10,000円	令和3年度
4	天童市	市内に生息する猫で次のいずれかにあてはまるもの ・市長が多頭飼育崩壊と認める飼い猫 ・日常的な屋外飼養により苦情が寄せられている飼い猫 ・苦情が寄せられている飼い主のいない猫	県内の動物病院で手術を受けさせ、かつ、次のいずれかに該当する者 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所を有し、又は所在する団体 ・交付対象猫を一時的又は継続的に保護し、及び譲渡先を探す活動等を行っている者	・市長が多頭飼育崩壊と認める猫 ・日常的な屋外飼養により苦情が寄せられている飼い猫 メス:補助対象経費×1/3又は8,000円のいずれか低い額 オス:補助対象経費×1/3又は5,000円のいずれか低い額 ・苦情が寄せられている飼い主のいない猫 メス:補助対象経費×1/2又は14,000円のいずれか低い額 オス:補助対象経費×1/2又は8,000円のいずれか低い額	令和4年度
5	南陽市	・日常的な屋外飼養により近隣から苦情が寄せられている飼い猫 ・飼い主のいない猫	・市内に住所のある個人 ・市内に事務所又は住所がある団体等	オス:5,500円 メス:11,000円	令和4年度
6	山辺町	・飼い猫 ・飼い主のいない猫	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所若しくは住所を有する団体	オス:5,000円 メス:8,000円 ただし、飼い猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき8,000円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額	令和4年度
7	河北町	・飼い猫 ・飼い主のいない猫 ・多頭飼育猫(不適正な飼育原因により、町内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、町長が多頭飼育されていると認めた猫)	町内に住所を有する者	・飼い猫 不妊去勢手術に要する経費に3分の1を乗じて得た額又はメス10,000円、オス5,000円のいずれか低い額(100円未満切り捨て) ・飼い主のいない猫、多頭飼育猫 不妊去勢手術に要する経費又はメス10,000円、オス5,000円のいずれか低い額(100円未満切り捨て)	令和4年度
8	朝日町	・飼い猫 ・飼い主のいない猫 ・多頭飼育猫	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所若しくは住所を有する団体	オス:5,000円 メス:10,000円	令和4年度
9	大江町	・町内に生息する飼い主のいない猫 ・飼い猫	・町内に住所を要する者 ・町内に事務所若しくは住所を有する団体	オス:5,000円 メス:10,000円	令和4年度
10	遊佐町	・町内に生息する飼い猫 ・飼い主のいない猫	町内に住所を有する者 (飼い猫申請者に関しては、原則町税等の滞納が無い方)	・飼い猫 オス:5,000円 メス:8,000円 ・飼い主のいない猫 オス:7,000円 メス:14,000円	平成28年度